

特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第一条関係）

改正法

現行法

（特定顧客の誘引方法）

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条
第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する
方法とする。

一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（
平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信
書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者
による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という
。）、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しく
は法第十一条第二項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方
法」という。）により、若しくはビラ若しくはパンフレット
を配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることによ
り、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の
締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営
業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

二 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送
信する方法若しくは電磁的方法により、又は住居を訪問して
、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務
提供契約を締結することができる旨を告げ、営業所その他特
定の場所への来訪を要請すること（当該要請の日前に当該販
売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対して要
請する場合を除く。）。

（電話をかけさせる方法）

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに

（誘引方法）

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条
第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する
方法とする。

一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（
平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信
書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者
による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という
。）若しくは電報により、若しくはビラ若しくはパンフレッ
トを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることによ
り、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約
の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに
営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

二 電話、郵便、信書便若しくは電報により、又は住居を訪問
して、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は
役務提供契約を締結することができる旨を告げ、営業所その
他特定の場所への来訪を要請すること（当該要請の日前に当
該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対し
て要請する場合を除く。）。

（電話をかけさせる方法）

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに

該当する方法とする。

一 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電磁的方法により、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することができる旨を告げ、電話をかけることを要請すること（当該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあった者に対して要請する場合を除く。）。

（指定商品等）

第三条 （略）

（勧誘目的を告げない誘引方法）

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

（契約の申込みの撤回等ができない指定商品）

第四条 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをし

該当する方法とする。

一 電話、郵便、信書便若しくは電報により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二 電話、郵便、信書便又は電報により、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することができる旨を告げ、電話をかけることを要請すること（当該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあった者に対して要請する場合を除く。）。

（指定商品等）

第三条 （略）

第四条 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをし

た者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は、当該申込みをした者から書面又は法第十三条第二項前段に規定する方法により同項前段に規定する方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込みをした者に対し、同項に規定する事項の提供を同項前段に規定する方法によつてしてはならない。ただし、当該申込みをした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 法第二十六条第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客(当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取引のあつた者に限る。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の訪問につき取引のあつた者に限る。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四 (略)

(法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為)

第九条 法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為は、電話

た者に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は、当該申込みをした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込みをした者に対し、法第十三条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込みをした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 法第二十六条第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客(当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取引のあつた相手方をいう。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の訪問につき取引のあつた相手方をいう。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四 (略)

(法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為)

第九条 法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為は、電話

、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

（適用除外される電話勧誘販売の取引の態様）

第十条 法第二十六条第三項第二号の政令で定める取引の態様は、販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の取引のあつた者に限る。）に対して電話をかけた、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（法第二十条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

（商品販売契約の解除を行うことができないとき）

第十条の二 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときとする。

（報告の徴収）

第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から報告をさせることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

、郵便、信書便若しくは電報により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

（適用除外される電話勧誘販売の取引の態様）

第十条 法第二十六条第三項第二号の政令で定める取引の態様は、販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の取引のあつた相手方をいう。）に対して電話をかけた、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（法第二十条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

（報告の徴収）

第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、連鎖販売業を行う者（統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る。以下同じ。）又は業務提供誘引販売業を行う者から報告をさせることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

(密接関係者)

販売業者	役員提供事業者	統括者	勧誘者	一般連鎖販売業者	業務提供誘引販売業を行う者
(略)	(略)	(略)	(略)	<p>一 当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う勧誘に関する事項</p> <p>二 当該一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項</p> <p>三 当該一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について締結する契約の内容及びその履行に関する事項</p> <p>四 当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の解除に関する事項</p> <p>五 当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項</p>	(略)

販売業者	役員提供事業者	統括者	勧誘者	連鎖販売業を行う者	業務提供誘引販売業を行う者
(略)	(略)	(略)	(略)	<p>一 当該連鎖販売業を行う者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う勧誘に関する事項</p> <p>二 当該連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項</p> <p>三 当該連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について締結する契約の内容及びその履行に関する事項</p> <p>四 当該連鎖販売業を行う者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の解除に関する事項</p> <p>五 当該連鎖販売業を行う者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項</p>	(略)

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者
- 二 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者
- 三 法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者

（都道府県が処理する事務）

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びに訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の

（都道府県が処理する事務）

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六十六条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務及び訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条及び第六十六条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

二、第五十六条、第五十七条及び第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

2 前項の規定により法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十二条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

3 (略)

別表第一

- 一～八 (略)
- 九 家庭用石油タンク並びにその部品及び附属品
- 十 太陽光発電装置その他の発電装置
- 十一～三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一～五十七 (略)

別表第三

- 一～三 (略)
- 四 住居又は次に掲げる物品の清掃
 - イ 家庭用石油タンク
 - ロ～ハ (略)
- 五～七 (略)
- 八 次に掲げる物品の取付け又は設置
 - イ (略)
 - ロ 太陽光発電装置その他の発電装置
 - ハ～ヘ (略)
- 九 (略)

2 前項の規定により法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

3 (略)

別表第一

- 一～八 (略)
- 九 太陽光発電装置
- 十～三十八 (略)
- 三十八の二 (略)
- 三十九～五十五 (略)

別表第三

- 一～三 (略)
- 四 住居又は次に掲げる物品の清掃
 - イ 水
 - ロ～ハ (略)
- 五～七 (略)
- 八 次に掲げる物品の取付け又は設置
 - イ (略)
 - ロ 太陽光発電装置
 - ハ～ヘ (略)
- 八の二 (略)

十 次に掲げる物品の取り外し又は撤去

イ 家庭用電気機械器具

ロ 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）

並びにかび防止剤及び防湿剤

ハ 太陽熱利用冷温熱装置

ニ 浄化槽

十一、十三（略）

十四 家屋、門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良

イ（略）

ロ 家庭用石油タンク

ハ 太陽光発電装置その他の発電装置

ニ、又（略）

十五、十六（略）

十七 土地の測量、整地又は除草

十八、二十（略）

九、十一（略）

十二 家屋、門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良

イ（略）

ロ 太陽光発電装置

ハ、リ（略）

十三、十四（略）

十五 土地の測量

十六、十八（略）

改正案

現行

（契約の申込みの撤回等ができない指定商品）
 第一条の三 法第四条の四第一項前段、第二十九条の三の三第一項前段及び第三十条の二の三第一項前段の政令で定める指定商品は、別表第三に掲げる指定商品とする。

2 法第四条の四第一項第三号、第二十九条の三の三第一項第三号及び第三十条の二の三第一項第三号の政令で定める指定商品は、別表第四に掲げる指定商品とする。

（ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当）

第十三条の四 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項の規定により法第二条第二項第二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四の規定を準用する場合には、第十三条の七の規定を準用する。この場合において、同条中「割賦購入あつせんに係る債務」とあるのは、「ローン提携販売に係る債務」と、同条第一号中「割賦購入あつせんの手数料」とあるのは、「ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料」と、同条第五号中「法第三十条の五第一項第四号」とあるのは、「法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条関係）

一～十（略）

十一 ビラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物

十二・十三（略）

十四 太陽光発電装置その他の発電装置

（契約の申込みの撤回等に係る指定商品）
 第一条の三 法第四条の四第一項前段（法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の政令で定める指定商品は、別表第三に掲げる指定商品とする。

2 法第四条の四第一項第三号（法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）の政令で定める指定商品は、別表第四に掲げる指定商品とする。

（ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当）

第十三条の四 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項の規定により法第二条第二項第二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四の規定を準用する場合には、第十三条の六の規定を準用する。この場合において、同条中「割賦購入あつせんに係る債務」とあるのは、「ローン提携販売に係る債務」と、同条第一号中「割賦購入あつせんの手数料」とあるのは、「ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料」と、同条第五号中「法第三十条の五第一項第四号」とあるのは、「法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五第一項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条関係）

一～十（略）

十一・十二（略）

十五
五十四
(略)

十三
五十二
(略)